

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 法第十八条の七第一号の海底下廃棄をする海域及び海底下廃棄の方法に関し政令で定める基準を、次のとおりとすること。

一 当該鉱物資源の掘採に係る鉱業権の鉱区である海域において海底下廃棄をすること。

二 鉱山保安法第八条の規定に従つて鉱害の防止のため必要な措置を講じた上で海底下廃棄をすること。

(第十一条の四関係)

第二 法第十八条の七第二号の政令で定める基準を、次のとおりとすること。

一 アミン類と二酸化炭素との化学反応を利用して二酸化炭素を他の物質から分離する方法により集められたものであること。

二 当該ガスに含まれる二酸化炭素の濃度が体積百分率九十九パーセント以上(当該ガスが石油の精製に使用する水素の製造のために前号に規定する方法が用いられたことにより集められたものである場合には、体積百分率九十八パーセント以上)であること。

三 二酸化炭素以外の油等が加えられていないこと。

(第十一条の五関係)

第三 法第十八条の十五第一項の政令で定める海域を、法第十八条の八第二項第二号の特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に関する実施計画に従つて特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄がされた海域とすること。

( 第十一条の六関係 )

第四 この政令の施行期日について定めること。

( 附則第一条関係 )